

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策基本方針

令和2年9月1日 岩手県立盛岡聴覚支援学校

1 基本的な考え方

- (1) 幼児児童生徒および教職員の感染予防、感染拡大防止策を最優先とした対応をはかる。
- (2) 感染予防と拡大防止の学校環境を整え、幼児児童生徒の安全と安心を確保し学びを保障する。
- (3) 政府および県教育委員会のガイドラインに則り、関係各機関と連携を密にして対応する。
- (4) 感染拡大の世界的状況を鑑みて、幼児児童生徒および教職員個々に感染予防のための「行動変容」や「行動自粛」を呼びかけ、全員が危機意識をもって行動できるよう対応する。
- (5) 新しい生活様式を導入し、幼児児童生徒の健やかな学びを保障する。

2 危機対応組織の設置（対策本部）

(1) 組織

係	担当	業務内容
本部長	校長	対策全般の総括
副本部長	副校長	校内体制の指示・調整、情報収集と発信の窓口、関係機関連携と報告、幼児児童生徒および教職員の健康状態の把握、報道対応
	事務長	職員の勤務の調整等
部員 (運営委員他)	総括教務主任	授業及び行事調整、時程調整等、HP管理
	各学部主事	幼児児童生徒の健康状態の把握と集約・報告、各部の教育環境調整等、保護者対応
	総務部長	儀式の対応調整、PTA関連行事の調整
	生徒指導部長	学校閉鎖および県内一斉休校の際の生活指導・安全指導
	進路部長	就業体験学習等の調整、関係機関との情報共有と収集
	寮務主任	寄宿舎生の健康状態の把握、寄宿舎の行事調整と時程調整等
	保健主事・養護教諭 栄養教諭	感染予防と拡大防止対策の立案と提示、学校医との連携、幼児児童生徒の健康状態の集約と報告、食事全般の管理
	支援部長	校内研修の環境整備、相談支援等の調整、各種訪問支援等の連絡調整
	研究部長	校内研修の環境整備、各種校外研究会の連絡調整
	寄宿舎総括	寄宿舎生の健康状態の把握、寄宿舎の環境整備・調整、保護者対応

(2) 報告・相談経路

担任等 → 主事主任 → 保健主事・養護教諭 → 副校長・事務長 → 校長

(3) 対策本部設置期間

令和2年4月8日から令和3年3月31日までとする。

3 感染予防策

(1) 学校生活

ア 幼児児童生徒の登校の判断（保護者に要請）

- (ア) 各家庭では、登校前に検温し**基本的に**37.5度以上の場合は欠席するよう促す。
- (イ) 発熱が認められなくても体調不良の訴えがある場合も欠席し静養する。
- (ウ) マスク**等**の着用は飛沫を防ぐ観点から、着用を原則とする。
- (エ) 上記（ア）、（イ）の場合は確認の上、出席停止とする。**

イ 登校バス対応

- (ア) 乗車前に検温の有無を確認し、忘れているなどの場合には運行中に検温する。
- (イ) 運行中の検温で発熱が確認された場合は、速やかに副校長に報告する。
- (ウ) 運行中は、幼児児童生徒の座席以外の窓を少し開けるなど、車内換気に配慮する。
- (エ) 運行中に発熱および体調不良が確認された場合は速やかに副校長に報告する。

ウ 授業および集会等の対応

- (ア) **学級担任**は登校直後に幼児児童生徒の検温と様子確認を行い、学部主事へ報告する。
- (イ) 座席間の間隔を開けたり、**身体的距離**を開けたりする。
- (ウ) **30分に1回程度**換気する。
- (エ) こまめな手洗い、うがいを徹底する（**登校後、トイレ後、運動後、作業後**など）。
- (オ) 咳エチケットを徹底する（マスク・ハンカチ・袖で覆う等）。
- (カ) 密閉（換気が悪い）・密集（多くの人が集まる）・密接（近距離での会話）を避ける。
- (キ) 水分補給に配慮する。
- (ク) フェイスシールドや透明パーテーション、カーテン等感染防止対策に努める。**

エ 給食時の対応

- (ア) 食事前の手洗い、消毒、うがいを**徹底**する。
- (イ) マスクの着用や席の工夫、会話を控えたりするなどして食事前と食事中の飛沫を防ぐ。
- (ウ) 食事準備の係を固定したり、職員が一括準備したりするなどの工夫をする。
- (エ) 学部毎に食事の時間差を設けて、食堂での密集を避ける。**

オ 部活動および課外活動の対応

- (ア) 密閉、密集、密接を避け、活動内容を工夫しながら環境を整えて実施する。
- (イ) 生徒の健康観察や安全確認をしながら、**無理をせず**に実施する。
- (ウ) 水分補給に配慮する。
- (エ) 生徒に風邪症状が見られる時は参加させず、学部主事に報告する。

カ 下校バス対応

- (ア) **学級担任**は、幼児児童生徒の検温と様子確認を行い、学部主事へ報告する。
- (イ) 乗車前の検温で発熱や咳などが確認された場合は乗車させず、保護者の迎えを要請する。
- (ウ) 運行中は、幼児児童生徒の座席以外の窓を少し開けるなど、車内換気に配慮する。
- (エ) 運行中に発熱および体調不良が確認された場合は、速やかに副校長に報告し、学校へ連れ戻す等の対応をする。

キ 寄宿舎への下校の対応

- (ア) 学級担任は下校前に幼児児童生徒の検温と様子確認を行い、基本的に37.5度以上の場合は下校させず、学部主事と養護教諭に報告する。
- (イ) 発熱が認められなくても体調不良の訴え等、風邪の症状がある場合も学部主事と養護教諭に

報告する。

(2) 寄宿舍生活

ア 寄宿舍利用の判断（保護者に要請）

(ア) 各家庭において、帰舎前（日曜の午後等）に検温し、**基本的に**37.5度以上の場合は帰舎しないよう促す。

(イ) 発熱が認められなくても体調不良の訴え等、風邪の症状がある場合も帰舎せず静養するよう促す。

イ 舎室の対応

(ア) 各部屋の在籍数を1名から2名とする。

(イ) 舎室における密閉、密集、密接を避ける。

ウ 食事の対応

(ア) 食事前の手洗い、消毒、うがいを**徹底する**。

(イ) マスクの着用や席の工夫、会話を控えたりするなどして食事前と食事時の飛沫を防ぐ。

(ウ) 食事準備の係を固定したり、職員が一括準備したりするなどの工夫をする。

エ ミーティングの対応

(ア) **感染対策を行った上で実施する**。

オ 舎友会活動の対応

(ア) 執行部は年間計画に従って進める。

(イ) 集会等の実施は、密閉、密集、密接を避け、短時間での実施とする。

(ウ) 児童生徒に必要な情報は、今まで通り掲示板等を活用して伝える。

カ 児童生徒の登校の判断

(ア) **寄宿舍担当は**、登校前に検温し**基本的に**37.5度以上の場合は欠席させその旨養護教諭と担任に報告する。

(イ) 発熱が認められなくても体調不良等、風邪症状が見られる場合も欠席させ、その旨養護教諭と担任に報告する。

キ 生活全般における対応

(ア) 検温は朝、夜の2回実施する。

(イ) 水分補給に配慮する。

(ウ) 手洗い、うがいを徹底する。

(エ) 他室訪問を当面の間禁止する。

(オ) 舎生同士の交流は食堂、ホール、図書室、各棟テレビ室とし、対人距離を保つようにする。

(カ) 入浴は、時間帯を工夫して2名から3名での入浴とする。

(キ) 舎生の買い物等の外出は必要最低限のものとし、その都度相談する（学校周辺に限定）。

(3) 職員

ア 教職員は出勤前に検温し、**基本的に**37.5度以上の場合は躊躇なく自宅静養する（特別休暇）。

イ 発熱が認められなくても体調不良等、風邪症状がある場合は自宅静養する（特別休暇）。

ウ **マスク等**の着用は飛沫を防ぐ観点から着用を原則とするが、業務上および指導上口話表現が必要な場合には、マスクを外して対応する。その際、飛沫には十分に気を付けるものとする。

エ こまめな手洗い、消毒、うがいを徹底し、幼児児童生徒にも指導する。

オ 職員室、教室等のこまめな換気を徹底し、幼児児童生徒にも指導する。

- カ 咳エチケットを徹底し（マスク・ハンカチ・袖で覆う等）、幼児児童生徒にも指導する。
- キ 密閉、密集、密接（3密）を避けて教育活動を進める。
- ク 教職員と幼児児童生徒および教職員同士の近距離での会話に十分気を付ける。
- ケ 校務出張先の感染リスクが高いと見込まれる場合は、副校長に相談し対応する。
- コ 各学部の実態に応じた感染防止対策（フェイスシールドや透明パーテーション等）に努める。
- サ 1日1回以上の校内消毒を行う。
- シ 教職員は、幼児児童生徒の体調不良時（感染の疑いの情報も含め）には速やかに養護教諭に連絡する。
- ス 保健室の他に、感染症の疑いのある幼児児童生徒に対応する部屋を設置する。

4 感染拡大防止策

(1) 幼児児童生徒がPCR検査を受けることが判明した場合

- ア 校長が出席停止の措置をとる。
- イ 県教委（保健体育課）の様式に従い、速やかに県教委に報告する。
- ウ 期間は必要と認められる期間とする。

(2) 幼児児童生徒の感染が判明した場合

- ア 校長が出席停止の措置をとる。
- イ 県指定の様式に従い、速やかに県教委（保健体育課）に報告する。
- ウ 出席停止の期間は、感染症の種類に応じて定められているため、県教委の指示を仰ぐ。

(3) 家族等が感染して幼児児童生徒が濃厚接触者になった場合

- ア 校長が出席停止の措置をとる。
- イ 県指定の様式に従い、速やかに県教委（保健体育課）に報告する。
- ウ 出席停止の期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とする。

(4) 教職員に感染の疑いがあり、停留の対象となった場合

- ア 特別休暇を取得する。
- イ 休暇を取得した正午までに県教委（教職員課）に報告する。
- ウ 期間は必要と認められる期間とする。

(5) 教職員がPCR検査を受けることが判明した場合

- ア 職務専念義務免除とする。
- イ 県指定の様式に従い、速やかに県教委（教職員課）に報告する。
- ウ 期間は必要と認められる期間とする。

(6) 教職員の感染が判明した場合

- ア 病気休暇を取得する。
- イ 県指定の様式に従い、速やかに県教委（教職員課）に報告する。
- ウ 期間は3ヶ月の範囲内とする。

(7) 家族等が感染して教職員が濃厚接触者になった場合

- ア 特別休暇を取得する。
- イ 期間は必要と認められる期間とする。
- ウ 県指定の様式に従い、速やかに県教委（教職員課）に報告する。